

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険税は、経済的な負担能力に応じた応能割と世帯員の人数に応じて負担していただく応益割によって、賦課することとされており、応能割のみの保険税率とすることは安定的な財源確保を困難にするとともに、税負担の公平性を損なうことから実現は難しいと考えております。

なお、応益割が所得の低い方に負担となることから、7割、5割、2割の軽減が適用される制度があり、低所得の世帯の税負担の軽減を図っているところです。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国民健康保険課

子どもにかかる均等割負担については、令和4年度から未就学児を対象に5割を公費により軽減する制度が開始されます。

今後、この制度の拡充について、引き続き、全国市長会を通じて、国へ要望してまいります。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国民健康保険課

本市の国民健康保険は、埼玉県国民健康保険運営方針のもと、一般会計からのその他繰入金に頼ることなく、自立した健全な財政運営に努めてまいりたいと考えています。

したがって、一般会計からの繰入の増額については、考えておらないところです。

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険税は、解雇など失業者の特例の軽減制度があることから、独自の減免制度の拡充は考えておりません。

② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 国民健康保険課

国保税の新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、昨年度と同様に国の財政支援の基準に基づいて令和 3 年度も実施します。

周知方法については、市のホームページや広報くきへ掲載します。

また、7 月に発送する納税通知書に減免の案内を同封して周知を図ります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 国民健康保険課

国民健康保険法第 44 条及び久喜市国民健康保険に関する規則に規定されております一部負担金の減免につきましては、市の取り扱いを定めた「久喜市国民健康保険一部負担金の減免、免除又は徴収猶予事務取扱要綱」に基づき対応しているところでございます。

なお、生活保護基準を目安とした減免基準につきましては、減免対象者の収入額の要件として、生活保護基準 1.2 倍以下としているところでございます。

一部負担金減免制度の拡充につきましては、広域化に伴い、県内の状況を見ながら制度の在り方を検討しているところでございます。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 国民健康保険課

被保険者の生活実態に即して適正に実施するため、必要最小限で簡易な申請書類となっております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 国民健康保険課

一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定は市が行うものでございます。また、申請書には、添付書類に個人情報への記入もあることから市役所で手続きをお願いいたします。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営

業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 収納課

国民健康保険税を滞納している方につきましては、まずは納税相談を行っていただき、個々の状況に応じた納付計画を立てていただくことが重要であると考えております。そのため、納期限が過ぎて督促状送付後も納付がない方に対しましては、電話や文書により催告を行い、納税相談を行っていただくよう働きかけております。

納税相談においては、相談者の収入や支出、財産の状況などを詳しく聞き取り、一括納付が困難と認められる場合には分割納付で対応し、新型コロナウイルスの影響等で収入が大幅に減少しているような場合には猶予制度の利用を案内しております。また、生活困窮と認められる場合には、法に基づき滞納処分の執行停止を行うほか、状況により生活保護担当課への相談を案内するなど、関係課と連携を図りながら対応しております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 収納課

滞納処分として給与等を差し押さえる場合には、法令で定められた最低生活費等の差押禁止額を控除して行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収納課

国民健康保険税を滞納している方に対する差押につきましては、督促や催告を行っても納付や納税相談を行っていただけず、財産調査の結果、納税資力があると認められる場合に実施しております。

また、差押を行うにあたっては、できるだけ滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響の少ない財産を選択して実施しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収納課

税の滞納に対しては、市税、国民健康保険税にかかわらず、納税相談をとおして対象者の生活状況を把握し、個々の実態に応じて対応しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けること

なく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 国民健康保険課

資格証明書や短期保険者証の発行については、納税相談等の機会を確保し、国民健康保険事業の適正な運営と負担の公平を図る上で、必要なものと考えておりますことから、対応の変更は考えておりません。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 国民健康保険課

短期保険者証の方には原則、窓口交付により納税相談の機会を確保しておりますが、窓口に来ない方については留め置きをせず、一定期間経過後に郵送しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 国民健康保険課

資格証明書は、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づき、被保険者証に代わり交付するもので、被保険者資格を有することを証明するものです。

資格証明書で医療を受ける場合は、医療費の全額を一旦自己負担することになりますが、支払った医療費は、後日、市役所に申請することにより、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができるものとなっています。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 国民健康保険課

本市における傷病手当金の支給は、国の財政支援の範囲内で行うこととしております。このようなことから国が示した基準に準じて行っております。

なお、現在のところ、この基準を超えて行うことは考えておらないところでございます。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 国民健康保険課

個人事業主やフリーランスについては、資金繰りなどに対する支援制度がありますので、被用者以外の方に対する財政支援の拡大を国に要望することは考えておらないところでございます。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 国民健康保険課

国保運営協議会委員のうち、第1号委員の被保険者代表(5名)につきましては、公募のうえ選任しております。

③ 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国民健康保険課

現在、国保運営協議会委員18名のうち、第1号委員から第3号委員(15名)につきましては、本市の市民が構成員となっており、市民の意見が十分反映できる体制となっているものと考えております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 国民健康保険課

平成24年度から特定健康診査の本人負担は無料にしております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、個別がん検診と特定健康診査を指定医療機関で実施しておりますが、どちらの検(健)診も実施している指定医療機関においては同時に受けられるようになっております。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、受診率目標達成のため、未受診者に対し、受診勧奨はがきやアドバイスシートの送付を予定しております。

また、制度の周知として、市内ショッピングモールや医療機関での啓発ポスターの掲示、イベント等での啓発品配布並びに広報紙、公式SNS及びホームページへの掲載などを予定

しているところでございます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 国民健康保険課

個人情報につきましては、久喜市個人情報保護条例に基づき、適正に管理を行っております。

引き続き、個人情報の管理につきましては、特段の注意を払い、適正に実施してまいります。

## 2 . 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 国民健康保険課

少子高齢化が進み、令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上になることに伴い、これを支えていく現役世代の負担を抑えていくことは、喫緊の課題であると考えているところでございます。

後期高齢者医療の負担割合の引き上げは、すべての世代が公平に支え合い、安心できる社会保障制度を構築するため、必要な見直しであると理解しているところでございます。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、高齢者の健康状態の把握のため、健康診査の無料実施や人間ドック・脳ドックの助成等を行っております。また、令和 2 年度から健康診査受診時に、高齢者の健康状態やフレイル状態を把握するため、質問票をご提出いただき、高齢者の見守りや治療の継続等支援に役立てていく予定です。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、健康管理や維持増進のため、健康診査の無料実施や、人間ドック・脳ドックの助成を行っております。また、保養施設の利用助成につきましても、平成 23 年度から大人一人当たり 3,000 円の助成を行っております。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 国民健康保険課

本市では、後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査及びがん検診を、無料で実施しております。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施している健康長寿歯科健診につきましても、無料となっております。

なお、人間ドック助成につきましては、被保険者 1 人につき、1 会計年度 1 回を限度として、最大 28,000 円の助成を行っておりますが、無料での実施は考えておらないところでございます。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 健康医療課

国は令和元年に今後の在り方の検証が必要な公立・公的医療機関を全国一律の基準により選定し公表しましたが、他方で埼玉県は、今後も医療需要の増加が見込まれることから、地域保健医療計画に基づき病床を増やす取り組みを進めております。

こうした中、本市としては、国と地方の協議の場などにおける地域医療に関する議論の状況を注視するとともに、医療体制の一層の充実が図られるよう、地域保健医療・地域医療構想協議会などの場において、関係者と議論を進めてまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 健康医療課

埼玉県の医師偏在指標は、全国でも低い水準であり、本市としても医療従事者の確保は重要な課題であると認識しております。

そのような中、埼玉県は令和 2 年 3 月に地域保健医療計画を改訂し、医師の確保等に関する事項を追加し医師の確保や増員等に向けた対応を進めております。

また、本年 5 月の医療法の改正では、時間外労働規制をはじめとする医師の働き方改革に関する規定なども整備されたことから、今後、医師の確保等が一層進むものと考えております。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の

拡大が脅威となっています。

- (1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 人事課

保健センターの人員については、所属長からのヒアリング等を行った上で、保健師の職員採用等を実施し、業務上必要な人員を配置しております。今後も業務状況を踏まえた上で、適正な人員配置に努めてまいります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】 健康医療課、介護保険課、高齢者福祉課、保育課、学務課

新型コロナウイルス感染症拡大の防止につきましては、従来株であっても変異株であっても、人との接触を可能な限り減らすとともに、マスクの着用や手指消毒の励行など一人ひとりが基本的な感染防止策に徹底して取り組んでいただくことが重要であると考えております。

社会的検査の実施につきましては、検査を行った結果、陽性であっても感染早期のためにウイルスが検知されない可能性や検体採取後に感染する可能性もあること、行政検査や集中検査の体制も拡充されてきている状況などがありますことから、考えていないところでございます。

高齢者施設につきましては、埼玉県では、国の基本的対応方針の改定や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施」や「施設職員を対象としたPCR検査の通所系事業所への対象拡大」等、感染拡大防止に向けた更なる取組を実施しておりますことから、本市では、公費によるPCR検査を実施していく考えはないところでございます。

また、保育所等の児童を対象とした社会的検査の実施につきましては、埼玉県が進める新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充により、県民が安心して検査を受診できる体制を整備しておりますことから考えていないところでございます。

なお、本市在住の保育士につきましては、集団接種や個別接種におけるキャンセル等の余剰枠を利用して、新型コロナウイルスワクチンの接種を行っているところでございます。

次に、小学校の児童及び中学校の生徒全員を対象としたPCRの社会的検査につきましては、10,000人程度いる本市の児童・生徒に対して一斉かつ定期的にPCR検査を行った場合、地域の医療資源に多大な負荷をかけてしまうことが想定されることなどから、現時点では、社会的検査の実施は考えていないところでございます。

なお、本市内在住の小・中学校の教職員につきましては、児童・生徒との直接の接触の機会が高いことから、PCR検査ではなく、集団接種や個別接種におけるキャンセルなどの余剰枠を利用して、新型コロナウイルスワクチンの接種を先行して順次進めているところでございます。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】健康医療課

無症状者に対する大規模な PCR 検査につきましても、あくまでも検体採取時の感染の有無を確認するためのものであり、検体採取日以降に感染する可能性もありますことから、スクリーニングを目的とした検査としては適さないものと考えております。

なお、県では従前より実施している入所系高齢者施設の従事者及び新規入所者に加え、新たに通所系サービス事業者の従事者に対する検査を実施するとしており、感染者の早期発見及びクラスターの発生防止に寄与するものと認識しております。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】新型コロナウイルスワクチン対策課

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、65歳以上の高齢者の皆様が、令和3年7月末までに接種できるよう、市が準備した会場で行う集団接種と市内の医療機関で行う個別接種の体制を整えております。

また、64歳以下の希望される皆様に対しても、できるだけ早くワクチン接種を受けられるよう、医療従事者のご協力を賜りながら、市役所職員が一丸となってしっかり取り組んでまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】介護保険課

第8期計画期間における保険料につきましては、要介護認定者等の増加に伴うサービス受給量の増加等により給付費の大幅な増加が見込まれるため、現行の基準月額4,802円から5,161円へ359円の引き上げとなりました。

介護保険制度は、社会全体で支える仕組みであるため、低所得者の方々にも一定程度の負担増をお願いすべく、負担増をなるべく小さくするため所得段階を10段階から15段階へ細分化したところです。また、第1段階から第3段階までは、引き続き、公費投入により負担割合の軽減を図っています。

今後も介護給付等費用の適正化に取り組み、健全な介護保険サービスの運営に努めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】介護保険課

介護保険料の減免につきましては、国の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響

による収入の減少等、一定の条件に該当する第1号被保険者を対象に実施し、周知につきましては、市ホームページの他、広報くき7月号及び令和3年2月号に掲載した他、7月上旬に発送した納付通知書に減免の要件等が記載されたリーフレットを同封するなど周知徹底に努めたところです。

令和2年度の介護保険料の減免は、39名に対し2,173,400円の軽減を行っております。

なお、令和3年度につきましては、国から介護保険料の減免に関する通知がありましたので、引き続き実施してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 介護保険課

平成31年3月に、国から消費税を財源として低所得者の介護保険料を軽減する仕組みを設けることが示されました。このことを受け、本市では、令和元年度に引き続き、令和2年度以降につきましても市民税非課税世帯に属する方（所得段階が第1段階から第3段階の方）を対象に、軽減を実施しています。

また、低所得者の方々の負担増をなるべく小さくするべきと考え、基準額が低く抑えられるよう所得段階を細分化するとともに、第4段階の負担割合について0.83から0.80へ軽減したところです。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 介護保険課

住民税非課税世帯に属する方が居宅介護サービスを利用した際に、経済的負担の軽減を図るため、サービス利用時の自己負担金の2分の1又は4分の1を助成する本市独自の制度を設けています。介護給付費等の請求に基づいて対象者を把握し、市から申請書を郵送しています。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 介護保険課

令和2年8月1日現在、2割負担の方は333人、3割負担の方は215人となっています。利用者の方からは、負担が増えてサービスの利用回数を減らす等の利用控えについて伺っていないところです。

なお、自己負担が高額になった時の負担軽減といたしまして、月額44,000円の限度額を超えた分は高額介護サービス費として後から給付されるところです。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 介護保険課

現在、施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、短期入所を利用した時、一定の所得要件を満たした方を対象に居住費と食費を軽減する制度

は実施しておりますが、地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームは軽減の対象になっておらず、助成制度の創設は考えていないところです。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 介護保険課

埼玉県では緊急事態宣言後も社会福祉施設等における事業の自粛要請は無かったことから久喜市の介護保険事業所等では、感染防止対策を講じながら、概ね通常通り事業運営を行っていただいているところです。

また、介護保険付費全体では、いずれの月も対前年比増加の傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響については、大きな影響はなかったものと認識しております。

なお、事業所等に確認したところ感染防止対策に要する時間や経費の増加等感染拡大防止に苦慮されているということから、久喜市では事業所への支援金（商品券）の交付等の対応を行っております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 介護保険課

市では、令和3年3月に市備蓄のマスク30,000枚を高齢者施設等123施設へ配布しております。

その後は、国や県から市へ納品されたマスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋をこれまで7回にわたり市内の高齢者施設等（最大209事業所、87法人）へ配布しており、引き続き、感染症防止対策への対応を実施してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 介護保険課

新型コロナウイルスワクチン接種の高齢者への接種が進む中、本市では、高齢者施設等におきましても施設内での入所者と直接サービスを提供する従事者のうち希望をされた方へのワクチン接種を進めるため、事業所への通知と併せて令和3年4月27日に市ホームページに動画説明を掲載したところです。

現在、嘱託医や協力医等と調整が済んだ施設から順に、ワクチン接種を実施しております。

また、訪問・通所系介護事業者等が一定の要件を満たす場合優先接種の対象となることが国から示されたことから、同様に事業所へ通知し、令和3年5月21日に市ホームページに動画説明を掲載し、従事者の優先接種を進めているところです。

PCR検査につきましては、埼玉県では、国の基本的対処方針の改定や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施や、施設職員を対象としたPCR検査の通所系事業所への対象拡大等、感染拡大防止に向けた更なる取組を実施しておりますことから、久喜市では、公費によるPCR検査を実施していく考えはないところです。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 介護保険課

本市ではこれまで、介護を必要とする方が安心して将来生活できる場所として、特別養護老人ホームの整備を久喜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づき実施してきたところです。これにより、現在、特別養護老人ホームは11か所、1,001床が整備されています。

また、市内には、通所や訪問、宿泊のサービスを提供する小規模多機能型居宅介護が2施設ありますが、新たに小規模多機能型居宅介護に看護サービスを加えた看護小規模多機能型居宅介護が、令和4年4月開所に向け整備が進められているところです。

今後も計画策定時に実施しております高齢者実態調査などを基に、久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に掲げた「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健幸で安心して暮らせるまち」の基本理念を実現できるよう取り組んでまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 高齢者福祉課

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るため、また、地域包括ケアシステムの推進にあたり、高齢者やその家族を支える拠点として、地域包括支援センターの役割は重要であると認識をしております。

本市におきましては、市内5か所の地域包括支援センターを設置しており、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種に加え、多職種連携の観点から一部の地域包括支援センターでは介護支援専門員を配置し、体制の強化を図っています。

今後、多様化する相談や、地域共生社会の実現へ対応するため、他の相談機関との連携しながら、地域包括支援センターの機能や体制について更なる強化を図ってまいりたいと考えております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 障がい者福祉課

令和3年6月時点の一般市場において、アルコール消毒やマスクは安定供給されていると認識しておりますので、市から事業所への配布については考えておりません。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】 障がい者福祉課

発熱などの症状がでた場合や、感染が疑われる場合は、まずは、かかりつけ医に相談していただき、かかりつけ医では対応できない場合につきましては、お近くの検査医療機関をご案内させていただくこととなります。事前連絡をしない場合には受診できない場合もございますので、まずはかかりつけ医へのご連絡をお願いします。また、無症状でPCR検査を希望する場合には、自費診療となりますが検査が可能な医療機関等をご紹介させていただきます。

入院できる体制については、各医療機関での考え方があることから、市側からの確保は難しいところでございます。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】 障がい者福祉課

職員不足の理由は、新規職員が集まらないことや離職者が多い等、様々な理由が考えられます。新たな人材確保や離職者を増やさないために、事業所では様々な工夫をされているのではないかと思います。

現在、障がい者施設の職員へは、福祉・介護職員処遇改善加算が設けられ、賃上げに関する措置がとられているところです。賃金面以外で職員が増えていくような手立てについて、事業所との意見交換等を実施できないか検討してまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

障がい者に限らず、基礎疾患がある方については、ほかの方に比べて早期から予約が可能となっています。接種会場については、集団接種会場のほか個別接種を実施できる医療機関は37医療機関がございます。いずれの接種会場も事前予約が必要となりますので、ウェブかコールセンターでの予約をお願いいたします。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、地域生活支援拠点の整備に向け、平成30年度より久喜市自立支援協議会専門部会において視察研修や勉強会などを行ってきました。

令和2年度に久喜市地域生活支援拠点実施要綱を整備し、関係機関・事業所へ地域生活支援拠点に関する説明会を通じて協力を依頼しているところです。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、地域の実情を良く知る様々な立場の方からのご意見を伺いながら、行政職員も一緒に地域生活支援拠点の整備について協議、検討することが重要と考えております。

このようなことから、久喜市自立支援協議会地域づくり部会には、地域の障害福祉サービス事業所だけでなく行政職員も参加しているところです。

引き続き、行政職員と地域の障害福祉サービス事業者等の皆様との協働により久喜市の実情に応じた地域生活支援拠点の整備について協議、検討を続けてまいりたいと考えております。

なお、独自補助の予算化につきましては、考えておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障がい者福祉課

現在、久喜市自立支援協議会地域づくり部会には、当事者の身近な存在として支援をしている障害福祉サービス事業者の皆様に参加していただいておりますので、そのような方々の声を参考に地域生活支援拠点の整備について検討をしてみたいと考えております。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

現在市内にはグループホームは28施設あり、空きもあることから、充足しているものと考えております。今後は障がい者計画の改定時などに障がい者ご本人やご家族からアンケート形式で聞き取りを実施し、改めてニーズを把握していきたいと考えております。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障がい者福祉課

全国的に在宅で障がいのある方と生活をともにしている家族の高齢化が進み、高齢者が障がい者を介護している実態もある中で、親亡き後の子どもの将来に不安を抱えながら暮らしているという課題があることは認識しているところでございます。

本市におきましては、各地区の担当ケースワーカーが障がいのある方やその家族の状況等を聞き取りする中で、生活や介護の状況などの実態把握に努めているところでございま

すが、このような課題に対応するためには、国が促進している地域生活支援拠点の整備を令和2年度に行いました。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

施設入所者が土日等で一時帰宅しているケースについては個々には、把握していないところですが、一時帰宅時のサービス利用につきましては、個々のケースにより状況等が違ってまいりますので、まずは市へご相談いただければと存じます。

#### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障がい者福祉課

埼玉県では、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考え方に基づき、重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を導入しております。

県の所得制限の導入目的が、公平性を図る観点から負担能力のある方に相応の負担をお願いすることであることから、本市におきましても、県の考え方に基づき、所得制限を導入しているところです。

また、65歳以上で障がい者となった方を対象から外す年齢制限や、医療費の一定割合を負担していただく一部負担金については制度を維持していくために必要なものであることから、引き続き実施してまいりたいと考えております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、重度心身障害者医療費受給者の利便性向上を図るため、市内の医療機関及び調剤薬局については平成24年10月診療分から、市内の接骨院等については平成29年4月診療分から現物給付方式を導入しております。

この助成は県の補助を受けて実施しておりますが、本市では、入院時の食事療養費の一部負担金についても独自に助成を行うなど、いわゆる上乘せによる対応を行っております。

また、保険制度に基づく高額療養費や付加給付の該当があった場合は、これを控除する必要がありますが、現物給付方式を導入している市町村において、その対応方法や手順等に違いが生じているところです。これは、社会保険組合によって付加給付の対応等が異なるなど、各市町村が各社会保険組合と調整しながら対応してきたことによるものです。

このような現状を踏まえると、現物給付方式を広域的に実施することは、難しいのではな

いかと考えているところでございます。

また、近隣市町村・医師会への働きかけにつきましては、現在のところ実施する予定はございません。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 障がい者福祉課

埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の補助対象の見直しを行い、平成27年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を対象に加える一方、国の自立支援医療と同様に、入院費用を対象外としております。県の見直しを行った目的が、退院可能な入院患者の地域生活への移行を促進することであることから、精神科の入院分を含めることは、現時点では考えておりません。

精神障害者保健福祉手帳2級の方は、64歳までに手帳を取得し、現在65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方につきましては、制度の対象とはなりませんので、該当の方にご案内しているところでございます。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 障がい者福祉課

脳性麻痺の方は年齢を重ねていくことにより、日常生活に支障をきたすような痺れや痛みを伴う二次障害を生じる場合が多く、かかりつけ医での定期的な検診や相談を案内します。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

※久喜市は「実施市」なので、本項目は回答不要となります。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

令和2年度障害者生活サポート事業につきましては、決算額 8,529,225 円のうち、本市持ち出し金額は 6,529,225 円です。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 障がい者福祉課

生活サポート事業以外のサービスを受けることができない等の場合につきましては、利用者や事業者からのご相談により、個々の状況を伺いながら、生活サポート事業のサービスが受けられるよう調整をしているところでございます。市は利用者が真に必要なサービスを必要な時間受けられるよう設定しているところであり、そのために必要な調整も行っているところでございます。

このようなことから、利用時間の拡大等については考えておりません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 障がい者福祉課

利用料については、埼玉県の補助基準額に基づき設定しているため、障がい児については所得に応じて差額補助を設定しておりますが、現時点ではそれ以上の負担軽減について取り組むことは考えておりません。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 障がい者福祉課

障害児（者）生活サポート事業は、埼玉県独自のサービスとして、障害者総合支援法や児童福祉法等による法定サービスを補完する位置付けであると認識しております。

平成28年5月に改正が行われた障害者総合支援法及び児童福祉法により、平成30年4月から地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）が追加されるなど、法定サービスの充実が図られております。

このため、障害児（者）生活サポート事業に関する県補助の増額及び低所得者負担の応能化につきましても、現時点では取り組むことは考えておりません。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市では、タクシーの初乗り運賃の減額（740円→500円）に伴い、令和2年度から、これまで36枚だった利用券を48枚に増やしたところです。

1枚あたりの補助額等、運用方法については、県内の市町村や事業所が参加する福祉タクシー運営協議会で必要に応じて協議することになります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

本市の福祉タクシー利用料助成事業、自動車燃料費助成事業につきましては、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象としており、福祉タクシー利用料助成事業につきましては、本人の乗車時に介助者が同乗することは利用可能です。

燃料券も本人が登録する車輛のほか、本人と同居する方が登録した車輛に利用することは可能です。

これらの事業に関しましては、対象者に福祉タクシー券または自動車燃料券のいずれかを選択していただき、所得や年齢に関係なく助成しているところでございます。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい者福祉課

県内の市町村間におきましては、対象者や助成する券の枚数等に差異はありますが、それぞれの地域の実情によるものと考えております。

本市におきましても、対象者や助成券の枚数等、これまでの経過も踏まえ、引き続き本事業を継続していくものと考えておりますが、市単独事業のため、近隣市町村との連携や県への働きかけを実施する予定はございません。

## 7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 社会福祉課

久喜市では、登録区分が「障がい者」である場合、同居家族の有無にかかわらず登録しております。

また、避難経路を含む個別避難計画の作成に向け、作成方法等検討してまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 社会福祉課

支援を必要とする方が、可能な限り指定福祉避難所に直接避難できるよう、受入対象者の

選定や個別避難計画の策定方法を検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 社会福祉課

久喜市避難所運営マニュアルにおいて、自宅や車中での避難者につきましても、食料や物資を配布するよう定めております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 社会福祉課

支援を必要とする方の名簿につきましては、地域の支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織のほか、社会福祉協議会へも提供しております。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 企画政策課、健康医療課

本市では、現在、災害対策を担当する消防防災課と、感染症対策を担当する健康医療課を設置しています。自然災害等発生時には、これらの課を中心に関係課と連携を図り、対応してまいります。

また、保健所の機能強化に関し国は、都道府県間の応援派遣体制の構築や人員の確保をはじめ、令和3年度地方財政計画において、保健所の感染症対策業務に従事する保健師数を令和3年度、4年度の2か年で900名増員するため、これに伴う財政需要に対し地方財政措置を講じることとしております。

なお、埼玉県においては、新型コロナウイルス感染症対応の体制強化のため、令和3年4月1日付で保健所職員を38名増員しております。

こうした取り組みが行われる中、本市としては、住民に身近な保健・福祉サービスを一体的に提供する立場から、保健所と平時から連携・協力を図り、市民の皆様の保健福祉の向上に努めてまいります。

#### 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】 障がい者福祉課

障がい者福祉関連事業において、廃止・削減の検討をしている事業はございません。今後も過去の実績やニーズ等を踏まえ、適切な予算要求に努めてまいります。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

## 【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れたい待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育課

4月1日時点での入所保留者数は122人、内10人は求職活動を休止している者、78人は特定の保育園等を希望している者、34人は育児休業延長を希望している者であり、待機児童数は0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育課

定員の弾力化を行った市内保育所等は22園で、令和3年3月時点での弾力化による受け入れ児童総数は、0歳児3人、1歳児35人、2歳児42人、3歳児21人、4歳児21人、5歳児25人となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育課

待機児童の解消に向けた取り組みといたしましては、久喜市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、計画的に整備を行っております。

令和2年度につきましては、保育所が2園、小規模保育事業所が4園、新規に開設されたところです。利用定員の拡大は252名となりました。

令和3年度以降につきましては、待機児童数の動向、保育ニーズの変化等を考慮し、需要と供給のバランスを取りながら、待機児童対策に取り組んでまいります

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育課

医師の診断書等により、障がいがある児童を受け入れる施設については、令和元年度より、既存の県補助金に1人当たり3万円の市単独補助金を上乗せして交付することにより、障がい児保育の支援をさせていただいています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育課

現在、認可外保育施設を認可施設に移行する計画や相談はございません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 保育課

市内の保育所等につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、手指の消毒や換気を行っているところです。

なお、感染防止のため少人数保育を実施することは、近年、待機児童が発生している現状や、代替となる保育施設の確保が必要となり、急激な保育環境の変化が児童の負担となる事が想定され、課題があるものと認識しております。

このようなことから、少人数保育のための予算増額については、検討していないところでございます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育課

保育士確保につきましては、「処遇改善等加算Ⅰ」及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算「処遇改善等加算Ⅱ」を活用することにより、保育士の賃金改善やキャリアアップの推進が図られるものと考えております。

このようなことから、市内の保育所等がこれらの加算を積極的に活用できるよう、令和3年度におきましても、当該制度に係る説明や個別相談等を実施し、保育士等の処遇改善を図るとともに、保育士等の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、市内保育事業所の安定的な人材確保と運営を支援するため、新規の保育士等を雇用する市内の保育事業所に、当該事業所が雇用者に支払う「就労支援金」の一部を市単独で補助しています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育課

保育所等における給食費につきましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用でありますことから、給食費の公費負担は考えていないところです。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 社会福祉課

市内の認可外保育施設を対象とした指導監督につきましては、年に1回、立入調査を実施し、児童福祉法及び関連法令等に基づく基準等の遵守状況について確認するとともに、必要に応じて助言及び指導を行うことにより、適正な施設運営の確保に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 保育課

市内の待機児童の状況や保育ニーズ等を鑑みながら、公立・民間隔てなく、保育の質の確保に努めております。

また、保護者が育児休業を取得する場合の対応につきましては、本市では、産前6週よりも前から保育施設等に入所中の児童の保護者が育児休業を取得する場合、必要な手続きを行っていただくことで入所中の児童の保育継続を認めているところでございます。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育課

本市の放課後児童クラブに待機児童はおりません。

今後の利用児童の見込みや利用状況などを検証しながら、定員を超える施設につきましては、引き続き、計画的に施設整備を進めてまいりたいと考えております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育課

支援員に対する処遇につきましては、各指定管理者や業務受託事業者に対して、放課後児童クラブの利用状況に応じた適正な配置をお願いしております。

支援員の処遇を改善し、支援員のなり手を増やすため、引き続き、放課後児童支援員等処遇改善等事業を行ってまいりたいと考えております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 保育課

本市の放課後児童クラブの運営形態に公設公営のクラブはございませんが、引き続き、県の動向を注視して参りたいと考えております。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引き続き継続してください。

【回答】 子ども未来課

本市の子ども医療費支給事業につきましては、通院・入院ともに15歳年度末まで拡大するとともに、市内指定医療機関における保険診療医療費の窓口払い廃止を実施してきたところです。

子ども医療費支給事業の対象年齢を18歳年度末まで拡大した場合、相当な財政負担が継続的に生じることとなりますので、難しいものと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 子ども未来課

子どもが医療にかかる必要性及び必要な治療はどこに住んでいても同一であるはずであり、各自治体によって医療費負担の格差が生じることは適当でないと考えていることから、埼玉県及び国に対し、要望書を提出し、財政的支援及び制度を全国一律とすること等を引き続き要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】生活支援課

生活にお困りの方の中には、生活保護制度を正しく理解されておらず、申請をためらう方がいらっしゃるものと考えております。

このため、令和3年2月25日付けで久喜市ホームページに「生活保護の申請を考えている方へ」と題して、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と、生活保護に関するご案内を掲載しております。

また、令和3年3月10日にツイッターなどの久喜市公式SNSアカウントや情報メールにて、この趣旨を伝えるための配信を実施しているほか、広報くき令和3年6月号にも同様の内容で掲載をしております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】生活支援課

生活保護は全国一律に公平・平等に行う必要があることから、国において、その適正な処理基準となる生活保護の実施要領が示されております。

扶養能力調査は、この実施要領に規定されていることから、引き続き生活保護法及び当該実施要領に基づき適切に実施しまいりたいと考えております。

なお、扶養能力調査につきましては、親族による扶養を強制するものではないことを丁寧に説明するとともに、長年交流が断絶している方、DV被害者など明らかに扶養が期待できない事情がある方には調査を省略し、申請の障害にならないよう配慮しております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】生活支援課

生活保護の開始や変更、廃止などに際して送付している「保護決定（変更）通知書」、「保護廃止（停止）決定通知書」につきましては、分かりやすい書式であることが重要であると考えますが、それらの通知書等は生活保護システムから一斉に発行しておりますことから、その内容等を変更するには、システムの改修費が新たに必要になります。今後、生活保護システムの更新の際に、通知書等が分かりやすいものになるよう生活保護システム委託業者に対し、要望してまいりたいと考えております。

また、生活保護受給者から電話等で問い合わせがあった場合には、通知書等の説明を行い、実際に支給される金額等をお知らせしております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】生活支援課

本市のケースワーカーは、現在16名体制で生活保護業務を実施しており、現時点において国の基準を満たす配置基準となっております。

また、ケースワーカーの全員が社会福祉主事の資格を保有しており、新たに配属された職員は、埼玉県が実施する新任ケースワーカー研修に参加するほか、経験年数の多い職員が新任ケースワーカーの指導に当たるなど職場内研修を通して、保護受給者に自立助長のために適切な助言が行うことができるよう努めているところでございます。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】生活支援課

生活にお困りの方が生活保護申請時点で、手持ち金が無い、家賃が払えない、食料がほとんどないなどの、直ちに生活が成り立たなくなる場合は、急迫的に保護の実施を行うことを検討しております。

また、申請時点ですでに住居を失っているような場合は、敷金等の費用等を支給することで住居の確保に必要な支援を行います。なお、民間宿泊所等をやむを得ず利用する場合は、国の通知の範囲内で一か月分の住宅扶助費を上限に実施することができます。

そのような支援も困難と判断される場合で、緊急を要するとされる場合には、本人の意向を聴取したうえで、無料低額宿泊所等の利用をご案内しております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】生活支援課

本市においては、生活困窮者自立支援事業を、久喜市社会福祉協議会に委託しております。受託者である久喜市社会福祉協議会では、生活保護に至る前の段階から、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成するなど、包括的な支援を行っております。

また、本市と久喜市社会福祉協議会とは定期的な支援調整会議を行っているほか、随時に

情報交換を行いながら、生活にお困りの方の状況にあった支援を行う体制を整えているところです。これによって、生活保護による支援が必要とされた場合には、相談支援員が生活保護の面接相談に同行するなど、生活保護に繋げるようにしております。

さらに、民生委員・児童委員協議会の定例会に参加する機会を活用し、地域の生活困窮者の状況を把握するよう努めているほか、福祉関係各課との連携を行い、保護が必要な方が適切に生活保護制度を利用できるよう努めているところでございます。

以上